

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度探求型イノベーションプラットフォーム形成業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本県では、イノベーションを通じて新しい価値を生み出していくことを目的に、多様な人材の交流拠点として平成29年に設置した「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」（以下「Camps」という。）を中心に、挑戦や起業等に係る事業を実施してきた。

しかし新型コロナウイルス感染症の拡大と混乱で露見したように、現代はかつてないほど不確実性が高まり、事業活動においてもまさに「正解がない時代」に突入している。そうした状況下においてイノベーションの胎動を止めないためにはこれまで以上に自ら考え「問い」を創る能力が不可欠である。

そこで、本業務では、イノベーションに不可欠な「問い」を生み出すためのプラットフォーム構築とその初期運用を試行することとし、さらにこれまでの取り組みと組み合わせることでイノベーション創出拠点としてのCampsの機能・役割を充実させる。

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 予算額

4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和3年8月11日（水） 午後5時【必着】

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和3年8月13日（金） 午後5時【必着】

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和3年8月16日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

イ 提案書提出期限

令和3年8月18日（水） 午後5時【必着】

ウ その他

(ア) 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 提案書に関する書面審査の日程

令和3年8月19日(木)

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	【様式1】
(イ) 会社概要説明書	【様式3】
(ウ) 印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
(エ) 登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
(カ) 財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
(キ) 納税証明書	「県税及び地方法人特別税」(県税事務所(本所・分室)で交付)、消費税及び地方消費税(税務署で交付)について、滞納・未納がないことを証明する書面(受付日前3か月以内に発行されたものに限る。)ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

※提出部数は1部。

※なお、平成30年～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されている場合にあつては、(ウ)～(キ)の提出は必要ないものとする。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書【様式2】により、電子メールにて提出すること。

《送付先アドレス》 syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和3年度探求型イノベーションプラットフォーム形成業務委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先(広島県商工労働局イノベーション推進チーム)に電話にて着信の確認を行うこと。

《イノベーション推進チーム電話番号》082-513-3353(ダイヤルイン)

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者からの質問にのみ電子メールにより回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨をメールにより通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和3年8月24日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和3年8月25日（水）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望する場合には、概算払いを認める。詳細は別途協議する。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(14) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 業務委託仕様書

(3) 業務委託契約書（様式）

- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 企画提案書評価基準
- (6) 様式類

【様式1】 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】 仕様書に対する質問書

【様式3】 会社概要説明書

【様式4】 取り下げ願い書

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

担当 山崎, 歳森, 松尾

電話 082-513-3353 (ダイヤルイン)